



# 「医師の働き方改革」 法制化に伴うお願い



医師の過重な労働を減らすため、令和6年4月から法令により医師の時間外労働が制限されます。

当院でも医師の時間外労働が増加し、休日もなかなか取れない状況となっております。医師の負担を軽減するためには患者さんやご家族のご協力が欠かせません。以下の業務負担軽減対策についてご理解をいただけますようお願いいたします。

令和5年12月

## 1. 病状の説明や手術処置の説明は

**原則勤務時間内（平日8:30～17:15）**に行います

## 2. 時間外や休日は**主治医ではない当直医師や当番医師が対応**

させていただきます

## 3. 緊急性のない場合は救急外来受診を控え、

なるべく**通常の診療時間内での受診**をお願いします



患者さんやご家族にはご不便をおかけいたしますが、医師の健康を確保し、医療の質を守るため、ご理解とご支援をいただけますよう、何卒よろしくお願い申し上げます。

国立病院機構水戸医療センター 院長



独立行政法人国立病院機構

水戸医療センター